マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月31日
国土交通省住宅局

国土交通省では、令和８年２月13日（金）から令和８年３月15日（日）まで、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、３件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

①募集期間：令和８年２月13日（金）～令和８年３月15日（日）

②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール及び郵送

２．意見数

提出意見数３件（提出者・団体数　３名・団体）

３．お問い合わせ先

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付意見募集担当

電話番号０３－５２５３－８１１１（内線３９９６３）

（別紙）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
マンション管理適正化法の施行規則または関連ガイドラインにおいて、役員就任時の資格確認の厳格化を明確化し、管理業者（マンション管理士等の専門家を含む）の標準業務として規定することを強く要望する。	いただいた御意見については、本省令案の内容に関わらないものと思料いたしますが、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
原案に賛成する。 なお、本改正にかかる周知を徹底して行うこと、また、適正な計画を策定し提出するよう促すよう求めるものである。	本省令案について、異議のないものとして承ります。 また、改正内容については、しっかりと周知してまいります。
更新申請の手続きも認定時とほぼ同じなのでかなり手間がかかり、近年の建築工事費の高騰により５年前と比べて修繕工事が増加しており、長期修繕計画の見直しも必要なので、『やむを得ない理由があれば有効期間の満了の日 30 日前までに申請者より事前に申し出をすれば延長することができる』と追記した方が更新申請しやすいと思う。 管理計画認定制度を申請し認定基準を満たしているマンションであるため、維持管理や資産価値などの入居者および管理組合の意識は高いと思われる。ただ、更新手続きが面倒で管理組合としても事務負担が増えるし、認定のメリットも手間のわりに魅力がない。 更新手続きのハードルを下げるか、更新する動機のインセンティブの充実が必要かと思われる。例えば、認定基準に適合しており５年ごとの更新をしているマンションにおいては、長期修繕計画での大規模修繕工事における建物等の維持管理に該当する防水、外壁劣化、耐震改修、給排水設備等のメンテナンス工事（国もしくは地方公共団体の推奨した品質基準）に適合した修繕工事について補助金（工事金額の一部還付）が受けられる制度を検討していただきたい。	管理計画認定制度については、管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取組が推進されることや認定を受けたマンションが市場で高く評価されることを期待した制度であることから、認定時点だけでなく更新時点においても認定を受けたマンションの管理が適正であること及び状況に応じて管理計画等の見直しがされていることを担保する必要があると考えており、認定の更新の申請に際しても認定基準への適合性を確認することとしております。 そのため、認定の更新の申請において例外を設けることは検討しておりません。 また、御指摘の認定によるメリットについては、管理計画認定制度の普及を図っていく上で重要であると考えており、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。